

議案第39号～第47号

令和2年6月4日

令和2年6月定例議会議案

鈴 鹿 市

議 案 目 次

議案第 39 号	鈴鹿市税条例の一部改正について……………	1
議案第 40 号	鈴鹿市手数料条例の一部改正について……………	8
議案第 41 号	鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	11
議案第 42 号	鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	14
議案第 43 号	鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について……………	18
議案第 44 号	鈴鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について……………	28
議案第 45 号	鈴鹿市防災会議条例及び鈴鹿市国民保護協議会条例の一部改正について……………	30
議案第 46 号	工事請負契約の締結について……………	32
議案第 47 号	市道の廃止について……………	33

鈴鹿市税条例の一部改正について

鈴鹿市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 4 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市税条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い，新型コロナウイルス感染症対策として税制上の特例を設けるほか，所要の規定整備を行うについて，地方自治法第 96 条第 1 項の規定により，この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市税条例の一部を改正する条例

(鈴鹿市税条例の一部改正)

第 1 条 鈴鹿市税条例（昭和 2 5 年鈴鹿市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第74条の 5 略 <u>（現所有者の申告）</u> 第74条の 6 現所有者（法第384条の 3 <u>に規定する現所有者をいう。以下この</u> <u>条及び次条において同じ。）は、現所</u> <u>有者であることを知つた日の翌日から</u> <u>3 月を経過した日までに次に掲げる事</u> <u>項を記載した申告書を市長に提出しな</u> <u>ければならない。</u> <u>（1） 土地又は家屋の現所有者の住</u> <u>所、氏名又は名称、次号に規定する</u> <u>個人との関係及び個人番号又は法人</u> <u>番号（個人番号又は法人番号を有し</u> <u>ない者にあつては、住所、氏名又は</u> <u>名称及び同号に規定する個人との関</u> <u>係）</u> <u>（2） 土地又は家屋の所有者として登</u> <u>記簿又は土地補充課税台帳若しくは</u>	第74条の 5 略

家屋補充課税台帳に登記又は登録が
されている個人が死亡している場合
における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課
徴収に関し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過
料)

第75条 固定資産の所有者（法第386条
に規定する固定資産の所有者をい
う。）が第74条の4 若しくは法第383
条の規定により、又は現所有者が前条
の規定により申告すべき事項について
正当な事由がなくて申告をしなかつた
場合 には、その者に対し、10万円以下
の過料を科する。

2・3 略

附 則

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の
2まで、第61条又は第62条の規定の適
用がある各年度分の固定資産税に限り、
第61条第8項中「又は第349条の
3の4から第349条の5まで」とある
のは、「若しくは第349条の3の4か
ら第349条の5まで又は附則第15条か
ら第15条の3の2まで、第61条若しく
は第62条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例
で定める割合)

(固定資産に係る不申告に関する過
料)

第75条 固定資産の所有者（法第386条
に規定する固定資産の所有者をい
う。）が第74条の4 又は法第383条の
規定によつて申告すべき事項について
正当な事由がなくて申告をしなかつた
場合 においては、その者に対し、10万
円以下の過料を科する。

2・3 略

附 則

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の
2までの規定の適用がある各年度分の
固定資産税に限り、第61条第8項中「
又は第349条の3の4から第349条の5
まで」とあるのは、「若しくは第349
条の3の4から第349条の5まで又は
附則第15条から第15条の3の2まで」
とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例
で定める割合)

第10条の2 略

2～9 略

10 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

11～17 略

18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

第30条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第146条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第

第10条の2 略

2～9 略

10～16 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

第30条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第146条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15

15条から第15条の3まで <u>若しくは第61条</u> とする。	<u>条の3まで</u> とする。
第41条 略 <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</u>	第41条 略
第42条 <u>第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。</u>	
2 <u>第10条の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について準用する。</u>	

第2条 鈴鹿市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (読替規定) 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条か	附 則 (読替規定) 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条か

ら第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～17 略

18 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

第30条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第146条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

第42条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第43条 法附則第60条第3項で規定する条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金

ら第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～17 略

18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

第30条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第146条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。

第42条 略

等払戻請求権の全部又は一部の放棄と
する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る
住宅借入金等特別税額控除の特例)

第44条 所得割の納税義務者が前年分の
所得税につき新型コロナウイルス感染
症特例法第6条第4項の規定の適用を
受けた場合における附則第7条の3の
2第1項の規定の適用については、同
項中「令和15年度」とあるのは、「令
和16年度」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鈴鹿市税条例第74条の6の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

鈴鹿市手数料条例の一部改正について

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月4日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、通知カードの再交付に係る手数料を廃止するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

鈴鹿市手数料条例(平成12年鈴鹿市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第17 (第2条関係)				別表第17 (第2条関係)			
手数料を徴収する事務 及び手数料の名称		手数料の 金額		手数料を徴収する事務 及び手数料の名称		手数料の 金額	
		計算 単位	金 額			計算 単位	金 額
略	略	略	略	略	略	略	略
				9	<u>通知カード（行政手 続における特定の個 人を識別するための 番号の利用等に関す る法律（平成25年法 律第27号）第7条第 1項に規定する通知 カードをいう。）の 再交付（追記欄の余 白がなくなった場合 の再交付その他の規 則で定める場合の再 交付を除く。）に係</u>	<u>1件</u>	<u>500</u> <u>円</u>

					る手数料		
<u>9</u>	個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の再交付（追記欄の余白がなくなった場合の再交付その他の規則で定める場合の再交付を除く。）に係る手数料	1 件 につ き	800 円	<u>10</u>	個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の再交付（追記欄の余白がなくなった場合の再交付その他の規則で定める場合の再交付を除く。）に係る手数料	1 件 につ き	800 円
<u>10</u> ～ <u>17</u>	略	略	略	<u>11</u> ～ <u>18</u>	略	略	略
備考 略				備考 略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第41号

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月4日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保に関する基準を改めるについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年鈴鹿市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（特定教育・保育施設等との連携） 第42条 略 2・3 略 4 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u> （1）<u>市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給</u>	（特定教育・保育施設等との連携） 第42条 略 2・3 略 4 市長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u>

<u>付認定保護者の希望に基づき，引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u> <u>(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u> 5 前項<u>（同項第2号に係る部分に限る。）</u>の場合において，特定地域型保育事業者は，児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち，次に掲げるもの（入所定員が<u>20人</u>以上のものに限る。）であって，市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略 6～9 略	5 前項の場合において，特定地域型保育事業者は，児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち，次に掲げるもの（入所定員が<u>二十人</u>以上のものに限る。）であって，市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略 6～9 略
--	---

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第42号

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和2年6月4日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

(別 紙)

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保に関する基準等を改めるについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鈴鹿市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（保育所等との連携） 第6条 略 2・3 略 4 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u> （1）<u>市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を</u>	（保育所等との連携） 第6条 略 2・3 略 4 市長は、<u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u>

講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

勘案し，居宅訪問型保育を提供する 必要性が高いと市が認める乳幼児に 対する保育 (5) 略	(5) 略
--	-------

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月4日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策として、保険料の減免に係る手続規定を改め、及び傷病手当金の支給を実施するための所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鈴鹿市国民健康保険条例（平成 29 年鈴鹿市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（保険料の減免） 第42条 略 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、災害その他やむを得ない理由により納期限前 7 日までに申請書を提出することができないと市長が認めるときは、この限りでない。</u> （1）～（3） 略 3 略 附 則 <u>（施行期日）</u> 第 1 条 <u>この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。</u>	（保険料の減免） 第42条 略 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（3） 略 3 略 附 則 <u>（施行期日）</u> 1 <u>この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>（保険給付に関する経過措置）</u>

2 この条例の施行前に出産した被保険者に係る出産育児一時金及び死亡した被保険者に係る葬祭費については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

3 この条例の施行前に改正前の鈴鹿市国民健康保険条例及び附則第8項の規定による改正前の鈴鹿市税条例（昭和25年鈴鹿市条例第77号）の規定により課し、又は課すべきであった国民健康保険税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

4 この条例の施行前にした行為及びこの条例の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第35条の規定の適用について

は、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。

（延滞金の割合等の特例）

6 当分の間、第40条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、

年7.3パーセントの割合)とする。

(平成30年度以降の保険料の減免の特
例)

7 当分の間，平成30年度以降の第42条
第1項第2号による保険料の減免につ
いては，同号中「該当する者（資格取
得日の属する月以後2年を経過する月
までの間に限る。）」とあるのは，「
該当する者」とする。

(鈴鹿市税条例の一部改正)

8 鈴鹿市税条例の一部を次のように改
正する。

目次中「第1節 国民健康保険税（
第131条―第145条）」を「第1節 削
除」に改める。

第3条第2項中第1号を削り，第2
号を第1号とし，第3号を第2号とす
る。

第19条中「，第137条」を削る。

第3章第1節を次のように改める。

第1節 削除

第131条から第145条まで 削除

附則第23条から第27条までを次のよ
うに改める。

第23条から第27条まで 削除

附則第32条の3から第37条の5まで
を次のように改める。

第32条の3から第37条の5まで 削除

(保険給付に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前に出産した被

保険者に係る出産育児一時金及び死亡した被保険者に係る葬祭費については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第3条 この条例の施行前に改正前の鈴鹿市国民健康保険条例及び鈴鹿市税条例（昭和25年鈴鹿市条例第77号）の規定により課し、又は課すべきであった国民健康保険税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第4条 この条例の施行前にした行為及びこの条例の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

第5条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第35条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（

」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、」と、
「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。
(延滞金の割合等の特例)

第6条 当分の間、第40条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（平成30年度以降の保険料の減免の特
例）

第7条 当分の間、平成30年度以降の第
42条第1項第2号による保険料の減免
については、同号中「該当する者（資
格取得日の属する月以後2年を経過す
る月までの間に限る。）」とあるの
は、「該当する者」とする。

（新型コロナウイルス感染症に感染し
た被保険者等に係る傷病手当金）

第8条 給与等（所得税法第28条第1項
に規定する給与等をいい、賞与（健康
保険法第3条第6項に規定する賞与を
いう。）を除く。以下同じ。）の支払
を受けている被保険者が療養のため労
務に服することができないとき（新型
インフルエンザ等対策特別措置法（平
成24年法律第31号）附則第1条の2第
1項に規定する新型コロナウイルス感
染症（以下「新型コロナウイルス感染
症」という。）に感染したとき又は発
熱等の症状があり新型コロナウイルス
感染症の感染が疑われるときに限る。
）は、その労務に服することができな
くなった日から起算して3日を経過し
た日から労務に服することができない
期間のうち労務に就くことを予定して
いた日について、傷病手当金を支給す
る。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷

病手当金の支給を始める日の属する月
以前の直近の継続した３月間の給与等
の収入の額の合計額を就労日数で除し
た金額（その金額に、５円未満の端数
があるときは、これを切り捨て、５円
以上10円未満の端数があるときは、こ
れを10円に切り上げるものとする。）
の３分の２に相当する金額（その金額
に、50銭未満の端数があるときは、こ
れを切り捨て、50銭以上１円未満の端
数があるときは、これを１円に切り上
げるものとする。）とする。ただし、
健康保険法第40条第１項に規定する標
準報酬月額等級の最高等級の標準報酬
月額の30分の１に相当する金額の３分
の２に相当する金額を超えるときは、
その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給
を始めた日から起算して１年６月を超
えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染し
た被保険者等に係る傷病手当金と給与
等との調整）

第９条 新型コロナウイルス感染症に感
染した場合又は発熱等の症状があり新
型コロナウイルス感染症の感染が疑わ
れる場合において給与等の全部又は一
部を受けることができる者に対して
は、これを受けることができる期間
は、傷病手当金を支給しない。ただし

，<u>その受けることができる給与等の額</u> <u>が，前条第２項の規定により算定され</u> <u>る額より少ないときは，その差額を支</u> <u>給する。</u>	
---	--

附 則

この条例は，公布の日から施行し，改正後の附則第８条及び第９条の規定は，傷病手当金の支給を始める日が令和２年１月１日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

議案第44号

鈴鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

鈴鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月4日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、市が行う後期高齢者医療の事務を改めるについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市後期高齢者医療に関する条例（平成20年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（市が行う後期高齢者医療の事務） 第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 （1）～（7） 略 <u>（8） 広域連合条例附則第7条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u> <u>（9） 略</u>	（市が行う後期高齢者医療の事務） 第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 （1）～（7） 略 <u>（8） 略</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第45号

鈴鹿市防災会議条例及び鈴鹿市国民保護協議会条例の一部改正について

鈴鹿市防災会議条例及び鈴鹿市国民保護協議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月4日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市防災会議条例及び鈴鹿市国民保護協議会条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

災害応急対策の強化を図るため、鈴鹿市防災会議及び鈴鹿市国民保護協議会の委員を増員する必要があることから、これらの定数を改めるについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市防災会議条例及び鈴鹿市国民保護協議会条例の一部を改正する条例

(鈴鹿市防災会議条例の一部改正)

第 1 条 鈴鹿市防災会議条例（昭和 3 8 年鈴鹿市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(会長及び委員)	(会長及び委員)
第 3 条 略	第 3 条 略
2 ～ 5 略	2 ～ 5 略
6 前項の委員の定数は、 <u>55人</u> 以内とする。	6 前項の委員の定数は、 <u>45人</u> 以内とする。
7 略	7 略

(鈴鹿市国民保護協議会条例の一部改正)

第 2 条 鈴鹿市国民保護協議会条例（平成 1 8 年鈴鹿市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(委員及び専門委員)	(委員及び専門委員)
第 2 条 協議会の委員の定数は、 <u>55人</u> 以内とする。	第 2 条 協議会の委員の定数は、 <u>45人</u> 以内とする。
2 ・ 3 略	2 ・ 3 略

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

工事請負契約の締結について
次のとおり工事請負契約を締結する。

令和2年6月4日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 鈴鹿市立石薬師小学校屋内運動場増改築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 鈴鹿市石薬師町1713番地 |
| 3 | 契 約 金 額 | 357,500,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 鈴鹿市三日市一丁目12番27号
鈴南建設株式会社
代表取締役 西山 富美子 |
| 5 | 工 期 | 議決の日から令和3年3月20日まで |

提案理由

鈴鹿市立石薬師小学校屋内運動場増改築工事について、相手方と工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条第1項の規定により、この議案を提出する。

市道の廃止について
次の路線を廃止する。

令和2年6月4日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

市道廃止路線調書
(別 紙)

提案理由

市道路線を廃止するについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、この議案を提出する。

市道廃止路線調書

路線番号	路線名	起点	主要な経過地	延長 (m)
		終点		幅員 (m)
073081	野町81号線	野町字南土場	野町	265.5
		野町字黒土		2.1～3.4
073082	野町82号線	野町字中土場	野町	292.1
		野町字野末		2.3～5.0